

平成 30 年第 8 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 8 月 27 日 (月)
午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分
2. 開催場所 西海公民館 1 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (18 人)
会 長 1 番 岩崎信一郎
会長代理
委 員 3 番 白石 幸憲 4 番 山崎 友好 5 番 松崎 常俊
6 番 志田 邦彦 7 番 岸本 六郎 8 番 知念 近海
9 番 高口 和子 10 番 大串 康明 11 番 岡 修治
12 番 松尾 均 13 番 福田 務 14 番 田中 初治
15 番 朝長 久夫 16 番 辻尾 政幸 17 番 山下 裕史
18 番 水嶋 政明 19 番 三枝 政人

5. 欠席委員 (1 人)
2 番 太田 尚臣

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 42 号 西海農業振興地域整備計画の変更について
議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 44 号 農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する
意見について
議案第 45 号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主任主事：谷内美佳
主任主事：本田美春

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 8 回総会を開会いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、15 番：朝長委員、16 番：辻尾委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 1 番を説明いたします。資料は 2 頁になります。説明に入ります。物件は西彼町鳥加郷字大櫻、の畑 3 筆、8,562 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりです。譲り渡しの理由ですが、手がまわらず耕作できないためとなっております。譲り受けの理由として譲渡人や地域の農業者に指導を受けながら農業を始めたいとのことでした。許可あり次第売買による所有権移転となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。野菜畑として利用すると聞いております。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 3 頁から 7 頁までで、3 頁に位置図、4 頁に付近状況図、5 頁に現況写真、6 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約 2.9 km、車で約 1 時間分のところに申請地がある状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

10 番 当該農地は、畜産基地の事業であったものが負債によって競売にか

かり譲り渡し人が競落したものであります。競売にかかる前に畜産を営んでいたことから、牛舎であった建物も一部存在しております。ほかは柿が植えられており、譲り受け後はそのまま引き継いで栽培し、そのほかにニンニク及び適切な作物があれば地域の農業者等に尋ねながら耕作して行きたいとのことでした。近傍の土地は[REDACTED]という会社の土地で太陽光パネルを設置したところもあります。譲り受け人はその代表取締役でありましたが、後継に譲って奥様と二人でとりあえずは通農し、農作業をしたいということでした。特段問題はないと思いますのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第40号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 仮にですが3条で所有権移転をしてその後に転用することは問題ないのですか。

事務局 制限はなかったかと思います。

18番 周りは[REDACTED]さんの土地ばかりなのでいずれは転用であがってくる可能性もあるということですか。

事務局 現時点で明確な計画がある場合は5条で申請がなされるべきですが、譲り受け人としては、会社を勇退し奥様と二人で農業をしたいということのようですので、そこでの判断をお願いします。

議 長 申請に基づいて判断をお願いします。
 ほかにご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「２番」を説明いたします。資料は８頁になります。物件は西海町黒口郷字野田、の田、計２筆・１４．７２㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法第３条の許可後、直ちに売買による所有権移転を行うとなっています。本年５月に申請のあった３筆の隣接地を所有していることから譲受人の要望もあり今回の申請手続きにいたったと聞いております。

権利種別は所有権移転「売買」となっています。農地法第３条第２項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第２号、第３号、第５号、第６号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は９頁から１２頁までで、９頁に位置図、１０頁に付近状況図、１１頁に現況写真、１２頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。１３頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人の自宅から申請地まで約１．１ｋｍで、車で約３分のところに申請地がある状況です。農地法第３条第２項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

１３番 本件は今年５月の総会で審議した３条案件の残地部分で、事務局の説明にもありましたように、譲り受け人が隣接地を所有していることから今回合意し、申請の手続きにいたったとのことでした。特に問題はないと思われますのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第４０号の２番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第４０号「農地法第３条の規定による許可申請について」の２番については申請どおりで許可することといたします。

議 長 次に議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」

を議題といたします。

まず「1 番」について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」について1番を説明いたします。資料は14頁になります。所在が西彼町伊ノ浦字田ノ頭、の畑・計1筆・330㎡で利用状況は休耕となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在住居が、家族が増えて手狭になったためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造スレート葺き2階建住宅1F44㎡、2F48㎡、計92㎡を建築する内容となっています。

添付資料は、15頁から24頁までで、15頁に位置図、16頁に付近状況図、17頁に現況写真、18・19頁に字図、20頁に航空写真を添付しています。21頁に被害防除計画書、22頁に配置図、23頁に平面図、24頁に立面図を添付しています。21頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う最高0.3m。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として申請地の一部を住宅建設の為、地均し目的で最高0.3m切土し、のり面保護をします。雨水は既存の道路側溝に流すため、周囲の農地への被害の発生の恐れはない。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を設ける幅約2.7m程度、建物の高さを加減する高さ8m程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さは8m程度に加減し、緩衝地を2.7m程度確保します。また、隣地の畑は休耕の為、著しい影響を及ぼす恐れは生じません。③排水計画ですが、雨水は自然流下、建物排水は既存道路側溝、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や農地（荒地）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長

それでは補足説明を担当委員をお願いします。

17番

先日、地区担当推進委員と現地を確認いたしました。譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係にあり、家も近所であります。以前から宅地を探していたところ、今回合意し申請に至ったということです。道側に建設することで日照、通風及び排水等について支障が生じないようにするということでした。隣接の農地側は自然流下としておりますが、これまでより流域が少なくなるので特段問題はないものとして確認してまいりました。よろしくご審議方をお願いします。

議 長 ただ今議案第４１号の１番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」の１番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に２番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「２番」を説明いたします。資料は２５頁になります。所在が西彼町大串郷字立岩、の田・計１筆・４９４㎡で利用状況は休耕となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は専用住宅を建築したいため。となっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。木造平家の住宅９７．７１㎡を建築する内容となっています。

添付資料は、２６頁から３４頁までで、２６頁に位置図、２７頁に付近状況図、２８頁に現況写真、３９頁に字図、３０頁に航空写真を添付しています。３１頁に被害防除計画書、３２頁に配置図、３３頁に平面図、３５頁に立面図を添付しています。３１頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、隣接農地との間にコンクリートブロックを設ける為被害発生の恐れはない。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、構築物の高さを加減する。５．３７７ｍ。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、設置物の高さ加減し建築するため、被害の恐れはない。③排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。農地区分について、申請地は道路や田（休耕地）に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第２種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは「２番」について補足説明を担当委員をお願いします。

１１番 先日、申請者の代理人と地区担当推進委員とともに確認いたしました。

た。譲り渡し人と譲り受け人は親子関係にあり、近辺は何年か前から休耕田となっておりました。対象の農地は東側の道路より一段低くなっており、反対側の農地も譲り渡し人の農地で現在は耕作されておられません。日照、通風及び排水等についても被害防除計画のとおり何ら問題はないものとして見て参りました。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第４１号の２番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」の２番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に３番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「３番」を説明いたします。資料は３５頁になります。所在が西海町丹納郷字塔ノ尾、の畑・計４５６㎡で利用状況は普通畑となっています。申請地１，２４１㎡の一部４５６㎡が今回の申請となり申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は申請地を譲り受けて居宅を建築したいとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造かわら葺き平家建の住宅９６．８８㎡を建築する内容となっています。

添付資料は、３６頁から４５頁までで、３６頁に位置図、３７頁に付近状況図、３８頁に現況写真、３９頁に字図、４０頁に敷地旧跡図、４１頁に航空写真を添付しています。４２頁に被害防除計画書、４３頁に配置図、４４頁に平面図、４５頁に立面図を添付しています。４２頁にもどり、造成計画の内容ですが、盛土を行う最高０．６ｍ、切土を行う最高０．７ｍ、被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として切土・盛土を行う部分には石積み及び法面成形の上、コンクリート保護を行う為、被害の発生する恐れは無い。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を設ける幅約３．５ｍ程度、建物の高さを加減する高さ５．１ｍ程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、北・西側は道路、東側は宅地で、隣接する北東・南

側農地（譲り渡し人所有）とは約 4 m（一部水路を含む）以上離して、建物を建築する計画のため耕作等に著しい影響を及ぼす恐れは有りません。③排水計画ですが、雨水は溜枡、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽に接続するとなっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明をお願いします。

1 4 番 譲り受け人は元々市外の方で大島の企業に勤務しているとのことでした。地元の人の紹介で相談をしたところ合意に至ったとのことでした。譲り渡し人とも現地で確認しました。対象農地の近傍はほとんど住宅地で何ら影響はないと思われます。また、排水等も被害防除計画のとおり影響はないものとして見てきました。
よろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第 4 1 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 4 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に 4 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「4 番」を説明いたします。資料は 4 6 頁になります。所在が西海町木場郷字下木場、の畑・4 7 2 m²で利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の自宅が大雨の際浸水し危険であるため、申請地に住宅を新築移転するとなっています。権利種別は使用貸借権の設定「30 年」となっています。木造平家、陸屋根の 9 8 . 5 4 m²の住宅を建築する内容となっています。

添付資料は、4 7 頁から 5 5 頁までで、4 7 頁に位置図、4 8 頁に

付近状況図、49頁に現況写真、50頁に字図、51頁に航空写真を添付しています。52頁に被害防除計画書、53頁に土地利用計画図、54頁に平面図、55頁に立面図を添付しています。52頁にもどり、造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.8m、最低0.5m切土を行う最高0.5m、最低0.1m。被害防除措置の内容として、土留め工事をする。被害防除措置又は被害の発生の恐れがない理由として土砂崩れや雨水の流出がないよう土留め工事をすることで特段被害を及ぼす恐れは無い。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置の内容又は被害の恐れがない理由として、法面の傾斜や建物の高さを抑えて建築するため、特段被害を及ぼす恐れはない。③排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽となっており、側溝を新設し木場公民館側の市道まで敷設するとのことでした。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。

事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明をお願いします。

14番 先日現地を確認しました。双方は親子関係にあります。現在の自宅が大雨の際、浸水するので住宅を建設するということでした。排水等についても被害防除計画のとおり何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第41号の4番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」の4番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 「5番」を説明いたします。資料は56頁になります。所在が西海

町中浦北郷字北泊、の畑 17 m²で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は自宅新築に伴い合併浄化槽を設置したいが自宅が手狭であるため、隣接する申請地に設置するためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。合併浄化槽（7人槽）を設置する内容となっています。

添付資料は、57頁から63頁までで、57頁に位置図、58頁に付近状況図、59頁に現況写真、60頁に字図、61頁に航空写真を添付しています。62頁に被害防除計画書、63頁に土地利用計画図を添付しています。62頁にもどり、造成計画の内容になりますが、本日配布した資料をご覧ください。切土を行う最高2m、擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、切土をした後に宅地の現状の擁壁に併せて法面加工を行う。コンクリート舗装をすることで特段被害を及ぼす恐れはない。②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、地下に埋設し舗装するため、特段被害を及ぼす影響はない。③排水計画ですが、雨水は自然流下となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明をお願いします。

5 番 先日現地を確認いたしました。譲り受け人の親御さんと話をして参りました。対象地は耕作されておらず面積も狭小で、これまでも相談したことがあるが了解をいただけなかったが、代が変わり改めて相談したところ了解を得たとのことでした。現地は一段上がっており、切土をしたうえで床掘りをして合併浄化槽を設置するとのこと、排水も季節の側溝があり特に問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第41号の5番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」の５番については申請どおりで許可相当といたします。

議 長

次に議案第４２号「西海農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

１番について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第４２号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について」西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定により意見を求められたので意見を求めます。今回は２件・２筆の申請となっています。内容は除外分と編入分のそれぞれ１件となっています。

１番について説明します。資料は６５頁からです。物件の所在は、西彼町白崎郷字苦土の畑、１筆・１，３９３㎡のうち２６４㎡の申請となっています。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、現在市営住宅に妻と子供と住んでいるが、今年３人目の子供が生まれ、手狭であること、申請地は耕作地に近く農業をする上でも利便性が上がることが理由である。となっています。農地法適用条項は５条となっています。添付資料は、６６頁から７５頁までで、６６頁に位置図、６７頁に付近状況図、６８頁に現況写真、６９頁に字図、７０頁に求積図、７１頁に航空写真、７２頁に被害防除計画書、７３頁に配置図、７４頁に平面図、７５頁に立面図を添付しております。７２頁にもどり、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。それに伴う被害防除措置は、土留め工事をする。障害物を取除き、地均しして土間等をコンクリートにする。北側境界側にＵ字溝を取り付ける。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置は、建物の高さを加減する。被害措置の内容又は被害の恐れのない理由として道路に面した下部であり東側の農地とは建物位置と離れるのであまり影響がない。西側農地は高さが２．５ｍ位置にあり間を赤道が通るので通風、日照等にもあまり影響ない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽となっています。農地区分について、申請地は宅地や道路、畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第２種農地と判断します。

事務局からの説明は以上です。

議 長

補足説明をお願いします。

９番

本人ともお会いし、先日現地を確認いたしました。転用予定者は息

子さんと、現在、市営住宅に住んでいるが、手狭であることや耕作農地に近いこともあり住宅を建設したいということでした。一筆に何枚か農地があり、その一番下段の市道側を転用する予定ということで、住宅に挟まれた土地で背後は自作地で段上がりになっており耕作等に影響はないと思われます。また、排水等についても被害防除計画のとおりに特段問題はないものと思われます。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第４２号の１番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第４２号「農地法第５条の規定による許可申請について」の２番については申請どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に２番について説明をお願いします。

事務局 次に２番について、資料は７６頁からです。物件の所在は西彼町小迎郷字下珍古原の畑１筆、３，９４９㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、新植事業平成３０年度果樹経営支援対策事業を実施するため編入する。添付資料は、７７頁から８１頁まで、７７頁に位置図、７８頁に付近状況図、７９頁に現況写真、８０頁に字図、８１頁に航空写真を添付しております。
 事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

１７番 中間管理機構管理事業で借り受けている申請者と現地で確認をしました。対象地は平成３０年度果樹経営支援対策事業によって新植をするということで、今回の農用地区域への編入申請についても所有者に了解を得ているとのことでした。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第４２号の「２番」について説明がありました。
 これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第４２号「西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について」の２番については、申請どおりで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第４３号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の８２頁をお願いします。議案第４３号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する.となっています。

８３頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は使用貸借権設定１筆、４９４㎡と合意解約７６筆、７８，０４３㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）２８０筆、２９９，２１８．０６㎡が計上されています。

８４頁は個人間の使用貸借で１件・１筆・４９４㎡が計上されています。８５頁から９０頁は合意解約分で９件・７６筆・７８，０４３㎡が計上されています。９１頁から１０３頁は県公社借入分で４５件・２８０筆・２９９，２１８．０６㎡が計上されています。１０４頁は個人間分の借り手の経営状況の資料となっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。面高地区基盤整備事業関係の２７９筆、果樹経営支援対策事業関係１筆分です。農業経営基盤強化法第１８条第３項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

１４番 借り手につきましては、みかん農家でありまして経営状況については資料のとおりで、熱心にされておりますので問題はないものと思われます。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第４３号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第４３号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第４４号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 １０５頁をお願いします。議案第４４号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の３の規定により、意見を求められたので、判断を求める.となっています。資料は１０６頁から１４６頁です。先ほど９１頁から１０３頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地２８０筆に対して、県農業振興公社から配分が決定している「２１者」、「１９３筆」に対し、使用貸借「１０年」のもの、２０者・１９２筆、賃貸借「１５年」のもの、１者・１筆、合計２２者・１９３筆の配分の各筆明細となっています。１番から２７９番のうち１９２筆については、面高郷にお住まいの担い手の方が、２８０番の１筆については、中浦北郷にお住まいの担い手が取り組む農地中間管理事業分となっています。１番から２７９番については、面高地区基盤整備事業関係の農地中間管理事業にかかる申請となっており、農地中間管理機構から各農家への配分先が確定次第、議案として再び提案されることとなります。２８０番については果樹経営支援対策事業関係の農地中間管理事業にかかる申請です。
各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。１１９頁から１４０頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の３において特に問題はないものと判断します。
事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明をお願いします。

1 3 番 面高地区の基盤整備にかかる担い手の分で、今年度中に話をまとめて2年後に着工できればということで計画推進中のものでありました。この地域はゆで干し大根の産地でもあり、担い手も多くいて頑張っております。大変良い事業と思いますので期待しているところであります。現在、個人は15名で法人が1法人ということでした。よろしくお願いします。

5 番 本人と現地で話をして参りました。書類では従事日数が60日となっておりますが、近々会社を退職して農業に従事するというので、意欲も感じました。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第44号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第44号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第45号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は141頁をお願いします。議案第45号「非農地通知の対象とする事の決定について」説明をいたします。今回は2筆・1,708㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は1件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件は1番・2番の2筆となり、資料は142頁から148頁です。申請者は諫早市の方で、西彼町八木原郷出身の方です。142頁に位置図、143頁に付近近況図、144頁に対象地の現況写真、145・146頁に字図、147・148頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

17番 先日、地区担当推進委員と現地を確認しました。事務局の説明にありましたように、申出者は西彼町には自宅もなく、市外に済んでおられます。1番については添付の写真でわかるように原野化しており面積も狭小で農地として復元することは困難として見て参りました。また、2番については分け入る道もなく山林化しており農地として復元することは困難として見て参りました。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第45号について説明がありました。
皆さんから何か意見等ありませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第45号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から2番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。
次に承認審議に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 白崎地区県営土地改良事業に係る農地の編入について、現在進行中の基盤整備事業により完成後は農地として利用することが見込まれるため農地法第52条及び52条の2第3項に基づき農地として編入し、農地台帳の記録を修正するというものです。詳細については農地利用最適化推進委員の浦口推進委員に来ていただいておりますので説明をお願いしたいと思います。

議 長 では、浦口推進委員説明をお願いします。

浦口委員 西彼町第5区担当の浦口です。白崎地区県営土地改良事業に係る農

地の編入について説明いたします。まずお手元の図面をお開きください。色付けしたピンク、黄色、青の区域が今度工事に入るところですが、これに来年３月末にみかんの苗を植えて植栽を完成させる段取りになっております。ただし、換地して持ってくる土地の中に山林原野が混在しております。その内訳がお手元の白崎地区換地表のなかで黄色に着色しているところで、山林原野、宅地で合計 13 筆 6,830 ㎡ございます。今回、みかんの苗木を植えるに際しまして、基金事業を活用して植栽を計画しております関係で、その要件が農地であることとされております。工事完了後は確実に農地になるということは担保されておりますので、農業委員会において農地編入をしていただいて、農地台帳に登載していただきたいということであります。農地台帳登載後は長崎県農業振興公社が農地として借り受けをするということになり、それを担保に植栽事業について基金及び農水省から了解をいただいたということであります。ご理解の上ご了承賜りますようお願いいたします。

議 長 ただいま白崎地区県営土地改良事業に係る農地の編入について説明がありました。これは、現在進行中の計画のなかに地目上、農地ではない土地が含まれているところ、事業完成後は農地として見込まれることから農地台帳へ登載するというものです。
 皆さんから何か意見等ありませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら西彼町白崎郷字西穀光浦 ■■■番 ■■■ほか 12 筆、合計 13 筆について、農地台帳に搭載することについてご異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、西彼町白崎郷字西穀光浦 ■■■番 ■■■ほか 12 筆、合計 13 筆、6,830 ㎡について、農地として編入し、農地台帳の記録を修正することに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。
 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成30年9月27日(木) 午後2時00分から
場所 西海橋物産館「魚魚の宿」

これをもって西海市農業委員会第8回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人